

# 医療法人群栄会行動計画

当院ではすべての職員が仕事と子育てを両立させることができ、安心して仕事に取り組め、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成29年1月1日～平成33年12月31日までの5年間

## 2 【育児をしている労働者を対象とする取り組みに関する事項】

目標1 子供を育てる労働者が利用できる事業所内保育施設の運営を引き続き行う。

〈対策〉

- ① 平成29年1月以降、職員に対し事業所内保育施設の積極的な活用を進めるための情報提供を行う。
- ② 相談体制の充実、整備の促進を図る。

目標2 出産・育児・介護・病気等に関する職員に多様な労働条件を整備する

〈対策〉

- ① 平成29年1月以降、出産・育児・介護・病気等に関する職員に対する面談を実施し、業務内容について検討する。